

入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の要旨（議案第62号）

1 改正の趣旨

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律が成立し、令和元年5月15日に公布され、選挙長等の報酬の額が改正されたことに伴い、当市においても、選挙長、投票管理者、開票管理者及び投票立会人の報酬の額を改正するもの。

2 改正の内容

選挙長、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者及び投票所の投票立会人の報酬の額を下記のとおり改正するもの。

職 名	改 正 金 額	現 行 金 額
選挙長	10,800円	10,700円
投票所の投票管理者	12,800円	12,700円
期日前投票所の投票管理者	11,300円	11,200円
開票管理者	10,800円	10,700円
選挙立会人	改定なし	8,900円
投票所の投票立会人	10,900円	10,800円
期日前投票の投票立会人	改定なし	9,600円
開票立会人	改定なし	8,900円

3 施行日

公布の日から施行